

令和 6 年 3 月 8 日

大臣官房参事官(イノベーション)

「建設機械施工の自動化・自律化協議会（第4回）」を開催します

～自動施工における安全ルールを策定～

建設機械施工の自動化・遠隔化技術の早期普及・開発促進に向け、有識者・関係業界・関係省庁参画のもと、自動施工における標準的な安全方策を示すために、「建設機械施工の自動化・自律化協議会（第4回）」を開催し、自動施工における安全ルール等について審議します。

人口減少が進むなか、建設産業では、他産業と比較して就業者の高齢化が進んでいることから、担い手不足の深刻化が懸念されています。そのため、建設現場の抜本的な生産性向上、働き方改革の実現に資する技術の一つとして、建設機械施工の自動化・遠隔化技術が期待されています。

建設機械施工の自動化・遠隔化技術は施工現場から人がいなくなるという点で新しい領域であるため、安全や品質、施工管理、技術開発等に係る新たなルールが必要となります。そこで、令和4年より、関係業界と行政機関による分野横断的な議論を進めて参りました。

今年度実施した建設機械施工の自動化・遠隔化技術に係る現場検証の結果等を踏まえ、自動施工における安全ルールを定めるため、今般、「建設機械施工の自動化・自律化協議会（第4回）」を開催します。

日 時 : 令和6年3月12日(火) 16:00~18:00

場 所 : 東京都千代田区霞が関2-1-3

中央合同庁舎3号館 11F インフラDXルーム (web会議併用)

議 題 : 現場検証結果・安全ルール案について

自動施工の今後の取組について

取 材 等 : 会議は非公開としますが、会議冒頭(挨拶まで)のカメラ撮りが可能です。ご希望の報道関係者は3月11日(月)17:00までに所属、氏名及び電話番号を下記問い合わせ先にご連絡下さい。

会議資料は、後日国土交通省HPにて公開予定です。

【問い合わせ先】大臣官房 参事官(イノベーション)グループ 施工企画室
課長補佐 吉田、施工企画係長 日出山

代表 : 03(5253)8111(内線22434, 22435) 直通 : 03(5253)8286

建設機械施工の自動化・自律化協議会

R4.3.14設置

学識者：建設施工関係、ロボット関係、機械関係
 関係団体：建設関連団体、建設機械関連団体、ロボット関連団体
 行政機関：国交省、厚労省、経産省、各研究機関

安全・基本設定WG
 R4.6.22設置
 建設機械における自動・自律・遠隔施工を実施する際の

- ・安全ルールの標準化、設定に関する検討
- ・自動化目標の設定に関する検討
- ・協調領域の設定に関する検討
- ・自動・遠隔機械の性能に関する検討

国交省・厚労省・研究所・
 建設関係・建機関係

施工管理・検査基準WG
 R4.6.22設置
 建設機械における自動・自律・遠隔施工を実施する際の

- ・現場検証、評価
- ・施工管理、検査基準の検討

国交省・経産省・研究所・
 建設関係・建機関係・建設分野以外

PF共同研究
 土木研究所
 協調領域の開発
 建機メーカ
 ゼネコン
 システムベンダー

現場普及WG
 建設機械における自動・自律・遠隔施工普及のための

- ・モデル工事導入の検討
- ・入札契約方式の検討

国交省内（事業部局含）

施工監理・検査基準W.G
参加者公募
 ベンチャー企業含む

自動施工機械・要素技術SWG

R4.11.30設置



建設機械施工の自動化・自律化協議会

設置規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は、「建設機械施工の自動化・自律化協議会」(以下、「本会」という。)とする。

(目的)

第2条 本会は、建設機械施工の自動化・自律化・遠隔化技術について、分野横断的な体制の下、現場状況を踏まえた適切な安全対策や関連基準の整備等により開発及び普及を加速化させ、飛躍的な生産性向上と働き方改革の実現を目的とする。

(活動)

第3条 本会は、目的を達するために次の活動を行う。

- (1) 建設機械施工の自動化・自律化・遠隔化技術について、開発及び普及を加速化するための安全対策及び関連基準の整備に係る検討
- (2) 建設機械施工の自動化・自律化・遠隔化技術について、開発及び普及を加速化するための上記以外の検討
- (3) その他、協議会で必要と定める事項

(事務局)

第4条 本会の庶務は、国土交通省大臣官房技術調査課が事務局として行う。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、会長が適当と認める者を事務局が委嘱する。

- 2 会員の任期は2年を超えない範囲で事務局が定める。
- 3 会員は、本会の会議に出席し、本規約第3条で定める活動を行うことができる。
- 4 会員は、あらかじめ事務局に届け出た上で、本会の会議に代理人を出席させることができる。

(会長)

第6条 本会に、会長を1名置く。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長は、国土交通省大臣官房技術審議官が務める。
- 4 会長は、必要が生じた場合、会員の中から臨時で代理を指名することができる。

(オブザーバ)

第7条 本会は、その活動を円滑に推進するため、いずれかの会員の推薦によりオブザーバを置くことができる。

(謝金等)

第8条 会員への謝金及び旅費は、事務局により「謝金の標準支払基準」及び「国家公務員等の旅費に関する法律」で定める金額が支払われる。

第3章 会議等

(会議)

第9条 本会の会議は、会長の了解を得て事務局により召集される。

2 本会の会議は会員数 3 分の 2 以上の参加で成立し、原則として参加者の過半数以上の賛同をもって審議内容を可決する。

(ワーキンググループ)

第10条 本会は、その目的を達成するために必要な取組みを検討及び推進するためのワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループは、有志の会員ならびに会員の推薦を受けた者から構成され、会長がこれを認める。

第4章 その他

(規約の変更)

第11条 本会の規約は、会員の過半数の賛同をもって変更することができる。

(本会会議資料等の公開)

第12条 本会に係る資料等は、会員の確認を得た上で、公表することができる。

(守秘義務)

第13条 会員は、本会の活動を通じて知り得た他の会員のノウハウや技術情報等を、本会事務局の了解無しに、第三者に開示し、または漏洩してはならない。

2 ただし、知得する以前に既に公知となっている場合、または知得した以後に自己の責任に帰さない理由で公知となった場合は、この限りではない。

(雑則)

第14条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、協議会に諮って定める。

附 則

1 本規約の施行に当たっては、会員への意見照会を事前に行う。

2 本規約は、令和4年3月14日より施行する。

附 則

- 1 本規約は、令和5年4月3日より施行する。

建設機械施工の自動化・自律化協議会 名簿

■学識者

立命館大学 総合科学技術研究機構 教授	建山 和由
東京大学 大学院工学系研究科 総合研究機構 特任教授	永谷 圭司

■関係団体

(公社) 土木学会 建設用ロボット委員会 建設施工小委員長	
(一社) 日本建設業連合会 インフラ再生委員会 技術部会長	谷口 裕史
建設業労働災害防止協会 技術管理部長	西田 和史
(一社) 日本建設機械施工協会 業務執行理事	岩見 吉輝
(一社) 日本建設機械レンタル協会 専務理事	小椋 直樹

■研究機関

国土技術政策総合研究所 社会資本マネジメント研究センター長	塩井 直彦
(国研) 土木研究所 技術推進本部長	新 一真
(独法) 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 新技術安全研究グループ部長	齋藤 剛
(国研) 新エネルギー・産業技術総合開発機構 ロボット・AI 部長	古川 善規

■行政機関

国土交通省	
大臣官房 技術審議官	林 正道
大臣官房 技術調査課長	橋本 雅道
大臣官房 参事官 (イノベーション)	森下 博之
厚生労働省	
労働基準局 安全衛生部 安全課長	小沼 宏治
経済産業省	
製造産業局 産業機械課長	安田 篤

※敬称略